

平成25年3月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成25年3月7日(木曜日)午後2時30分から午後4時51分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第 9号) 相模原市立中学校給食検討委員会規則について(教育環境部)

日程第 2 (議案第10号) 工事計画の策定について(教育環境部)

日程第 3 (議案第11号) 相模原市文化財の指定及び登録にかかわる諮問について(生涯学習部)

日程第 4 (議案第12号) 相模原市立公民館館長の人事について(生涯学習部)

日程第 5 (議案第13号) 相模原市スポーツ推進委員の人事について(生涯学習部)

日程第 6 (請願第 1号) 児童生徒の懲戒処分規程の制定等を求める請願

4. 閉 会

出席委員(5名)

委 員 長 溝 口 碩 矩

委員長職務代理者 小 林 政 美

教 育 長 岡 本 実

委 員 大 山 宜 秀

委 員 田 中 美奈子

説明のために出席した者

教 育 局 長 白 井 誠 一 教育環境部長 大 貫 守

学 校 教 育 部 長 小 泉 和 義 生涯学習部長 小野澤 敦 夫

教育局参事 兼教育総務室長	林 孝	教育総務室 担当課長	細谷正行
総合学習センター 所長	金井秀夫	総合学習センター 担当課長	岸和彦
教育環境部参事 兼学校保健課長	鈴木英之	学校保健課長	遠山芳雄
学校施設課長	山口和夫	学校施設課長	門倉豊
学校教育課長	今井勉	学校教育課 課長代理	馬場博文
学校教育課主幹	小泉勇	学校教育課指導主事	林由美子
学校教育部参事 兼教職員課長	奥村仁	教職員課担当課長	宮崎健司
教職員課主幹	二宮昭夫	教職員課副主幹	和田邦昭
生涯学習部参事 兼生涯学習課長	大用靖	生涯学習課長	重田聡
文化財保護課長	川島和章	文化財保護課長	山迫孝弘
文化財保護課主査	木村弘樹	生涯学習部参事 兼スポーツ課長	八木博
事務局職員出席者 教育総務室主査	井上大輔	教育総務室主任	越田進之介

開 会

溝口委員長 それでは、ただいまから相模原市教育委員会 3 月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、田中委員と大山委員を指名いたします。

それでは、はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

溝口委員長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

相模原市立中学校給食検討委員会規則について

溝口委員長 それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

日程 1、議案第 9 号、相模原市立中学校給食検討委員会規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大貫教育環境部長 議案第 9 号、相模原市立中学校給食検討委員会規則の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本市の中学校における学校給食は、旧相模原市域、相模湖及び藤野地区の 30 校はデリバリー方式、城山及び津久井地区の 7 校はセンター方式により完全給食を実施しておりますが、その実施状況の検証・評価を行い、今後の中学校給食の実施方法について検討する「相模原市立中学校給食検討委員会」を設置するため、附属機関の設置に関する条例第 2 条第 2 項の規定に基づき、相模原市立中学校給食検討委員会規則を制定いたしたく提案するものでございます。

関係資料 1 をご覧いただきたいと思います。

1 の中学校給食のこれまでの経過でございますが、合併に伴い、平成 18 年 11 月に中学校給食あり方懇話会を設置し、平成 20 年 3 月に同懇話会から報告書をいただき、この報告書をもとに、平成 20 年 11 月に中学校完全給食実施方針を策定いたしまして、平成

22年11月1日から南部校15校、翌23年10月31日から北部校15校でデリバリー方式による給食を開始しております。

2の中学校給食の現状と課題でございますが、(1)のセンター給食実施校は、城山区2校、津久井地区5校の計7校で実施しており、(2)のデリバリー給食実施校及び調理委託業者につきましては、市内を5ブロックに分け30校を調理業者4社により実施しております。

イの喫食率でございますが、平成22年度が58.56%、平成23年度が53.94%、平成24年度が2月末現在で49.16%と減少の傾向となっております。

ウの課題等についてでございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、喫食率が給食開始当初から見て減少していることや、弁当持参の生徒の牛乳についても、給食予約システムにより予約が必要となることから、ミルク給食時に比べ低下していること、また、「温かい給食が食べたい」、「ご飯の量を選択性にしてほしい」等の要望もあり、今後の検討課題となっております。

3の検討委員会の設置目的でございますが、平成26年度末には、南部校15校の調理業務委託の長期継続契約が終了となり、平成27年度以降の委託業者の選定も必要となることから、現在の中学校デリバリー給食の実施状況の検証・評価を行い、センター校も含めた今後の中学校給食の提供方法について検討し、平成27年度以降の方針を決定することを目的に設置するものでございます。

裏面をご覧くださいと存じます。

4の組織構成でございますが、学識経験者が2名、中学校関係者につきましては、校長2名、教頭3名とし、教頭は南部校、北部校及び城山・津久井地区から各1名を予定しております。

小学校関係者につきましては、学校栄養職員1名、PTA関係者は、デリバリー校のAブロック、BCブロック、Dブロック、Eブロックから各1名、センター校から1名の5名を予定し、公募委員につきましては、相模原市審議会等の委員公募要項の規定により2名を予定しております。なお、公募につきましては、4月1日号の広報さがみはらなどでの募集を予定しております。

また、委員会での検討に必要な調査研究のため、学校関係者などによる調査研究部会の設置も予定しております。

5の今後のスケジュールでございますが、平成25年度に委員会を設置し、5回程度会

議を開催し、年度末に答申をいただき、これをもとに平成26年度に庁議を経て、平成27年度以降の給食実施方針を決定する予定でございます。

6の検討内容といたしましては、第1回会議で、会長、副会長の選出、教育委員会からの諮問、中学校給食の現状と課題について、第2回では、給食実施方式の比較、学校運営等に与える影響、アンケートの概要、第3回では、委員意見の集約、アンケートの結果、検討事項のまとめ、第4回で中間報告(案)、第5回で答申書(案)の検討を予定しております。なお、調査研究部会につきましては、月1回程度の開催を予定しております。

以上で、議案第9号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

喫食率ですけれども、次第に減っているように書いてございますが、これはその下に述べてある課題のところを書いてある理由以外に、何か喫食率が減る理由というのは考えられるのでしょうか。

鈴木学校保健課長 課題のところにもございますとおり、デリバリー給食が開始してから3年経過してございます。例年全体の喫食率が低下している状況ではございますが、一部の学校では、ほぼ横ばいという学校もございまして、この「温かい給食が食べたい」、「ご飯の量を選択性にしてほしい」、これ以外に、献立によって喫食率に差がございまして、例えば、肉中心の献立のときは喫食率が高く、魚が中心の献立のときには喫食率が下がる、そういうこともございますので、現在、学校保健課では、実際にこの給食を利用されている生徒に対してアンケートをとって、実際に食べている子どもたちがどのように、このデリバリー方式の給食を捉えているのか、現在その把握に努めているところでございます。

そのほかに、保護者の方に対しては、各学校で試食会を設け、保護者の方に給食を召し上がっていただいておりますが、子どもが言っていたよりおいしいという声が多くなっています。それから、味の面ではちょっと味つけが薄いのかなというお話をいただいております。

以上でございます。

田中委員 この委員会を設置するということは、喫食率を上げるために何か検討していただけということだと思っておりますけれども、実際に、味つけについては多分中学生の量を

とらないといけない中で、塩分の摂取量なども計算されていて、味つけが薄くなってしま  
うのは否めないところなのですけれども、温かい給食が食べたいとか、その辺について、  
ご飯は温かい状態であるのですけれども、おかずがご飯のように温かい状態でデリバリー  
できるという可能性というか、現在のシステムの中でそういうことを検討できる余地があ  
るのでしょうか。

鈴木学校保健課長 今のご質問でございますが、基本的には厚生労働省の保健・食に関す  
る規定で、調理してから2時間以内、食中毒予防のために2時間以内であれば、そのまま  
温かいものが提供できることとなっております。現在、ご飯とおかずが別々の製造工程で  
行っていますので、ご飯は2時間以内に食べていただいています。副食については、つ  
くってから実際に子どもたちが食べるまでは2時間以上かかりますので、温かいものを一  
度冷やして、それで学校にお届けするような形になっていきますので、この仕組みを大きく  
変えることは少し難しいかなと考えています。

田中委員 私も中学生の子どもがいますので、いろんな話を聞きますし、うちの中学校で  
も保護者に対して試食会をさせていただいています。お弁当が併用というところで、喫食  
率が伸びないというところもあると思うのですが、ただ、お弁当は併用していただかない  
と困る子たちもいっぱいいるのですね。アレルギーの対応ができなかったりとか、あと量  
の問題ですとか、好き嫌いの問題とかいろいろあると思います。お弁当の併用はすごくあ  
りがたいと思っています。もしかしたらお弁当の併用についても検討課題になってしまう  
のではないかなというところを懸念しております。

検討委員会で、委員の皆さんがどういうふうに検討されるかわかりませんが、中学校給  
食の一番の課題はやっぱり温かいところだと思うのです。小学校給食で温かくておいしい  
給食を食べていて、小学校における給食のイメージのまま中学校に上がってしまうと、ど  
うしても子どもたちもそうですし、親もこのシステムに対して慣れていない。ただ、私は  
このシステムを使わせていただいておりますが、結構便利だなと感じております。給食費  
はコンビニ振込となっておりますし、払い忘れや未納の場合はもちろん給食を食べられま  
せんけれども、ただ、実際に振込をしたと思っていても忘れてしまって、子どもをが学校  
に行ったら給食がなかったということを私もやっています。

そういう場合に、様々な課題が出てくると思いますので、この検討委員会で、私は何か  
根本的なことを変えないと意味がないような気がするのです。ちょっと難しい問題になっ  
てしまうと思うのですが、喫食率を伸ばしたいということであれば、もうちょっと方法を

変えてみてはどうかと思っています。やはり、せっかく委員会を立ち上げるのですから、平成26年度に向けて課題を解決できるような有意義な内容にさせていただけたらと思います。これは要望です。

鈴木学校保健課長 1つは、申し訳ございません、関係資料1にございます学区に伴いまして、平成18年11月に、相模原市の中学校給食あり方懇話会という組織を立ち上げまして、市民の方を交えて、今後1つになる相模原市の中学校給食をどうしていくのかということを検討いたしました。費用の面ですとか、学校運営の面でいろいろ検討を重ねてきた結果、旧市、相模湖、藤野の区域の中学校は、給食実施経費の試算結果、あるいは新たな施設整備を要さない、アレルギー対策、持参弁当を希望する生徒・保護者に配慮することから、早期に実現可能なこの選択制デリバリー方式による完全給食の実施を提案していただきました。城山・津久井の区域については、現行のセンター方式の継続を提案ということで始めて、もう3年経ちます。ですから、委員がお話しいただいた喫食率を上げるといってもそうでございますが、もう1つは、始めて3年、ここでやっぱり一度立ち止まって、この評価がどうだったのかという検証はやはり必要なことなのかなと考えております。

その中でいろんな議論は出てくると思います。この一食式の方式がいいのか、センターみたいに食管の方式でやるのがいいのか、いろんなお話が出てくると思いますので、その中で当然できること、できないことを精査して、いろいろ議論を深めていきたいと考えております。

以上でございます。

小林委員 平成22年度、あるいは平成23年度からこの方式がスタートいたしまして、ちょうどもう4、5年経っているわけですね。先ほど課長のお話のように、この時期の段階でやはり検討評価して方針を打ち出すということは非常にタイムリーかなと、これは私は大賛成です。

そこで1つ質問なのですが、関係資料1の4番、組織構成のところでも1点伺いたいと思います。そこに検討委員会の構成が出ております。一番下に公募委員(2名)とございますが、これは公募要項、どんなふうな公募要項になるかわかりませんが、その中の資格、その他があるのかどうか、それからどのようにしてステップを踏んで選考していくのか、その2点について伺いたいと思います。

鈴木学校保健課長 公募につきましては、現在、先ほど部長がご説明申し上げましたとお

り、4月1日の広報さがみはらで幅広く公募したいと考えています。なお、公募につきましては、審議会の公募による委員の資格というのがございまして、基本的には本市に在住する者で、20歳以上、それから本市の他の審議会の委員でない者、本市の職員及び議員でない者という条件がございます。選考でございますが、所定の応募用紙、基本的には800字程度でその応募動機を書いていただき、選考に当たりますと、選考委員会を設置して選考していきたいと考えております。

以上でございます。

溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第9号、相模原市立中学校給食検討委員会規則についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第9号は可決されました。

#### 工事計画の策定について

溝口委員長 次に、日程2、議案第10号、工事計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大貫教育環境部長 議案第10号、工事計画の策定について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定に基づき、1事業1億円以上の校舎その他の施設の整備に関し、工事計画を策定いたしたく、提案するものでございます。

今回、計画をいたします工事は、向陽小学校、大島小学校、大野台中央小学校、中野小学校、串川小学校の合計5校の校舎改造工事でございます。

向陽小学校につきましては、予算額は4億1,400万円、大島小学校につきましては1億5,800万円、大野台中央小学校につきましては3億800万円、中野小学校につきましては1億5,000万円、串川小学校につきましては3億1,120万円となっております。工事の概要は表のとおりでございます。

工事期間につきましては、いずれも平成25年5月に着工いたしまして、10月の完成を予定しております。



2 ページをご覧いただきたいと存じます。

向陽小学校につきましては、太い線で囲んだ B 棟が当該工事対象箇所ございまして、工事の内容は、屋上防水、外壁塗装、内部改修、電気設備及び給排水衛生設備の改修工事でございます。

3 ページをご覧いただきたいと存じます。

大島小学校につきましては、太い線で囲んだ A - 2 棟が当該工事対象箇所ございまして、工事の内容は、向陽小学校と同様の改修工事でございます。

4 ページをご覧いただきたいと存じます。

大野台中央小学校につきましては、太い線で囲んだ C 棟が当該工事対象箇所ございまして、工事の内容は、向陽小学校と同様の改修工事でございます。

5 ページをご覧いただきたいと存じます。

中野小学校につきましては、太い線で囲んだ C 棟が当該工事対象箇所ございまして、工事の内容は、向陽小学校と同様の改修工事でございます。

6 ページをご覧いただきたいと存じます。

串川小学校につきましては、太い線で囲んだ A 棟が当該工事対象箇所ございまして、工事の内容は、向陽小学校と同様の改修工事を行うほか、耐震補強工事を行うものでございます。

7 ページの関係資料をご覧いただきたいと存じます。

予算額が 1 億円未満の工事につきましては、教育長に事務が委任されているため、議案にはなっておりませんが、平成 25 年度は、相原小学校 D 棟の校舍改造のほか、小・中学校合わせまして、屋内運動場改修は、くぬぎ台小ほか 9 校、トイレ整備は、星が丘小学校ほか 9 校を予定しております。

なお、各事業の進捗率は、(3) の表のとおりでございます。

また、向陽小学校ほか 2 校に、太陽光発電設備の設置を予定しております。

以上で、議案第 10 号、工事計画の策定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

5 校のうち、上 4 校については耐震補強工事が入っておりませんが、串川小学校については耐震補強工事が入っているということですね。これは何か理由があるのでしょうか。

うか。

山口学校施設課長 工事計画の5校のうち4校までの分につきましては、耐震補強等全て完了済みということで、特に問題ございません。ただ、串川小学校につきましては、昭和56年以前の旧耐震基準で建築した建物につきましては、国土交通省の基準でIS値が0.6以上ということで求められておりますけれども、串川小学校のIS値につきましては、0.61ということでございます。本市では、平成21年3月に小中学校及び幼稚園の耐震震度の結果をホームページで公表してございますけれども、その中でも耐震基準が国土交通省につきましては0.6以上となってございますけれども、文部科学省の基準では、より安全性に配慮して0.7以上を耐震補強不要と文部科学省が定めております。

このため、本市ではIS値の0.7未満、0.6以上の未補強の校舎、現在21棟ございますけれども、それにつきましては一定の耐震性は確保しておりますけれども、今後の改修工事の機会を捉えて耐震強度を高める工事を行うとされております。今回、串川小学校につきましては、そのようなことから来年工事を行うに当たりまして、耐震補強工事を行うということでございます。

以上でございます。

大山委員 今の一例で、耐震の基準を市内の学校でデータは把握していると思うのですよね。その工事の順番だとかそういうものは何か基準があるのでしょうか。一定の予算が国から来て、あるいは市の予算ということでもって、総額は決まっていると思うのですけれども、その順番づけとか何か基準があって、順々にやっていくという理解でよろしいのでしょうか。

山口学校施設課長 耐震補強、先ほど申し上げました21棟が0.7未満ということになっておりますけれども、補強工事もあわせて大規模改修につきましては、老朽化している年度、要するに古い校舎から順次改修をしていこうという計画で進めております。串川小学校につきましては、古い校舎の順番ということで、来年度予定した年度でございまして、工事を行うということでございます。ですので、以降につきましても、30年以上経過して古い校舎から順次工事を行いますので、それに合わせた形で補強工事を進めていくという考え方でございます。

以上でございます。

小林委員 5校とも工事の概要の中で、内部改修が入っておりますね。これと、10月までに完成ということですが、子どもたちの教育活動との関係はどんな具合になるのでしょうか。

うか。

山口学校施設課長 工事につきましては、本市の校舎改造、またトイレ整備につきましては、かなり音ですとか振動がありますので、基本的には夏休み中に音の出る工事を行うという方針で行っております。ですので、年度当初に準備を始めて、夏休み中に音の出る工事を行いまして、できるだけそういった子どもたちに影響する部分につきましては、夏休み中に完成させると。9月以降、延びる内容につきましては、子どもたちの教育活動に影響がないような工事ということで進めておりますので、特段影響はないものと考えております。

以上でございます。

溝口委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第10号、工事計画の策定についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第10号は可決されました。

#### 相模原市文化財の指定及び登録にかかわる諮問について

溝口委員長 次に、日程3、議案第11号、相模原市文化財の指定及び登録にかかわる諮問についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野澤生涯学習部長 議案第11号、相模原市文化財の指定及び登録にかかわる諮問について、ご説明申し上げます。

本件は、平成25年4月1日付で、新たに指定文化財として1件を指定、また登録文化財として1件を登録いたしたく、相模原市文化財の保存及び活用に関する条例第31条の規定に基づき、相模原市文化財保護審議会に諮問いたすものでございます。

新規の指定及び登録文化財の2件につきましては、あらかじめ市文化財保護審議会が現地調査を行ってございまして、その文化財的価値について確認をしております。

なお、平成12年10月1日に本条例を施行し、順次文化財の指定登録を続けておりますが、今回の指定によりまして指定件数は51件となり、登録文化財の77件とあわせて

市指定・登録文化財は合計128件となります。

次に、裏面をご覧ください。新規の指定・登録文化財の一覧でございます。

詳細につきましては、議案第11号関係資料に基づき、文化財保護課長より説明させていただきますので、よろしくご決定くださるよう、お願いいたします。

川島文化財保護課長 議案の関係資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

指定1で、勝坂有鹿谷祭祀遺跡出土の祭祀遺物でございます。種別は指定有形文化財、考古資料でございます。所在につきましては、現在、市立博物館で保管・展示をいたしております。所有者は市内南区磯部在住の曾我喜三郎氏で、文化財の年代は古墳時代のものでございます。

この提案理由でございますが、勝坂有鹿谷祭祀遺跡出土の祭祀遺物は、古墳時代に行われた祭祀に使用された銅鏡、子持勾玉、石製玉類、石製祭具、有孔円板、土師器、玉石などの祭具でございます。これらは、古墳時代の水辺の祭祀をうかがわせる資料として重要で、相模原市の文化財として指定することが妥当と考えられるというものでございます。

文化財の内容でございますけれども、右のページの案内図で南区磯部字勝坂にあります勝坂遺跡がございます。この南側に竪穴住居が復元されている場所がございます。その西側、段丘の下がちょっとくぼんで谷になっております。この谷の中には、当時水田がございまして、昭和30年ごろ水田の改良工事をする中で、これらが発見されたというものでございます。

この祭祀遺跡の祭祀ですけれども、これは水辺や山などの自然を崇拜の対象としてお祭りをしたものです。そのお祭りに鏡や勾玉を使用され、その場所に残されてきたものだと考えられております。遺物は、銅鏡7点をはじめ304点でございます。古墳時代の祭祀を行った遺跡から発見された遺物としては、遺物の種類・量が非常に多くて、県内でも類例が少ない、そういった貴重な資料ということが言えるかなと思っております。

現在、この遺跡のそばには、有鹿神社の小さな祠が祀られておりまして、その神社の境内の奥からは湧き水が今でも絶えることなく流れております。この湧き水につきましては、海老名市の水田を潤す水源といたしましても崇拜をされておりまして、江戸時代の記録には、この有鹿谷から南へ約10キロほどの海老名市の河原口に所在します平安時代の古社で有鹿神社がございます。ここが神輿を出しまして、神事を挙行したという記録もございます。現在は、水引祭りなどと呼ばれまして、4月8日に儀式が小さく行われているという状況でございます。

続きまして、次の6ページをお開きいただきたいと思います。

登録1で、大島古清水上組のヤツボでございます。種別は登録史跡となります。所在につきましては、緑区大島2495番先の相模川の段丘の崖の中段でございます。所有者は相模原市及び緑区大島在住の山口幸男氏でございます。

提案の理由でございますが、大島古清水上組のヤツボは、段丘崖からの湧き水をためた場所で、相模原の特徴的な水利用の1つであり、湧き水を利用した地域の歴史や文化を知る上で必要で、相模原市文化財として登録することが妥当と考えるというものでございます。

文化財の内容でございますけれども、このヤツボは、田名原段丘と相模川の河床、その崖地の中腹に湧き水を石組みなどを囲ってためたものでございます。江戸時代から地域の人々に飲料水や、あるいは取水場、洗い場などということで利用されてきました。大きさにつきましては、1辺が4mと5mの四方で、現在も豊富な水をたたえております。

ヤツボは、大島から田名地区に所在しておりまして、地域の人から長年「ヤツボ」と呼ばれ、大切な生活用水として親しまれてきました。ヤツボの名称の起源ですけれども、8つのつぼ、8カ所の水がたまるところというような説と、それからヤツということで谷ですね、谷、ヤツの谷にあるつぼ、水がたまるところ、こういう諸説があります。どれかというところが、いろいろそれぞれの意味するところがございまして、2通りの意見があるというところでございます。

水道の普及に伴いまして、このヤツボにつきましては、昭和30年代以降、急速に姿を消しておりました。現在は、ヤツボの保護と安全を図るため、そこに石が敷かれて、資料の写真で言いますと大分浅く見えていますけれども、これは安全を図るために石を下に敷いて水深を浅くしたものでございます。そういう中で、地元の方でもいろいろと努力をされまして、見学路あるいは案内板などを整備して、間近で見学が可能な状態になっているというところでございます。

それから、参考資料の中に指定文化財と登録文化財ということで、ちょっとそこにご案内をさせていただいております。それと、文化財につきましては、人の暮らしから生まれた文化的な遺産ということで、広い意味での文化遺産を文化財と申し上げていいのかと考えております。こうした広い意味での文化財の中で、調査・研究の結果、学術的に、また芸術的に価値の高いものを文化財として長く保存するために条例により指定するものを指定文化財としております。

また、登録文化財につきましては、地域で親しまれ、保存されている歴史・文化など、文化財で残されているものを保存・活用するため、条例により登録するものを登録文化財ということとしております。文化財の裾野を広げるというような、そういう考えもござい  
ます。

なお、指定文化財の現状を変更する場合には、条例の規定で許可が必要で、財産の一部が制限されていますが、登録文化財は届出制で、現状変更等は緩やかな規制になっているということも特徴の1つでございます。

以上でございます。

溝口委員長 説明が終わりました。それでは、これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

大山委員 登録1、大島古清水上組のヤツボの件なのですが、平成18年にほかのヤツボの登録があって、これが平成25年になったというのは、何かほかの2つと違う点があるのか、同じものなのだけけれども、時期的に遅れてしまったのでしょうか。

川島文化財保護課長 この3つのヤツボにつきましては、利用の目的、あるいはその地域で生活に利用したという、そういう観点では全て同じものでございます。時期的に変わってきていますのは、最初の2件につきましては、地域の方々の努力で既に歩いて下におりる道が整備をされて、安全にそこまで行けるといようなそういう状況もございました。今回、ここでまたこの上組のヤツボにつきましても、そうした地域の取組で下まで安全に柵を設けて、階段を設けてそういう整備ができましたので、ここでまた改めて登録をさせていただけたらということでございます。

小林委員 大山委員の質問と関連するかと思うのですが、この指定や登録について文化財保護審議会に諮問する議案を提案するまでの経緯というのはどんなふうになっているのでしょうか。

川島文化財保護課長 この文化財の指定・登録を進めるに当たりましては、これまでの相模原の歴史や、あるいは考古資料、あるいは書画、古文書、建造物、古墳、遺跡、動植物など、数々の文化財がございますけれども、こういった分野にわたって文化財保護課、あるいは博物館の方でもいろんな調査・研究を進めております。そうした調査・研究の成果をもとにしまして、その文化財が所在する場所であるとか、あるいは内容をしっかりと把握した上で、こうしたものの中から歴史的、あるいは学術的に重要なもの、あるいはその地域の歴史を知る上でどうしても必要なそういう文化財につきましては、文化財保護審議会

の専門の意見を伺いながら指定・登録の案件をまとめていくという、そういう作業が事前  
にございます。

手続といたしましては、この案件をまとめまして、教育委員会に文化財保護審議会への  
諮問についてお諮りして承認をしていただき、その上で文化財保護審議会に文化財の指定  
内容等について諮問しまして答申をいただくというような、そういう手順で決定して告知  
をしていくという流れで進めております。

田中委員 ヤツボの案内図で大きな丸がそのヤツボのある場所ということで見ていたら、  
小さい黒丸でeとかgとかのアルファベットが記載されていますけれども、これは何かヤ  
ツボと関係があるものですか。

川島文化財保護課長 この丸につきましては、直接そのヤツボに関係する丸かどうかはち  
よっとつかんではないのですけれども、この今回の3つありますヤツボのほかに、この  
周辺には10カ所ほどこうしたヤツボがありました。それは既に崖地で使われなくなって、  
もうその現場へ行くこともなかなか難しいというようなそういうもので、あるいは消滅し  
てしまったというそういうものもございますけれども、今現在、ここに残っているのはこ  
の3つということになります。ですから、アルファベットにつきましては、直接ヤツボに  
関係するものではないと認識しております。

大山委員 先ほどの質問の繰り返しなのですが、ヤツボのことで一番最後の文化財の  
内容の一番下なのですが、近年、地元有志団体によって、見学路や案内板などの周辺の整  
備が行われて、それで改めてここで認定するという形なのですか。

川島文化財保護課長 これは現在、整備されて下まで行けるような状況ですけれども、こ  
れまでもこのヤツボ、この3カ所がそうですけれども、地域の方はそういうヤツボがここ  
にあったということを十分承知されておったわけで、それを何とか残していきたい、保存  
していきたいという、そういう希望もございました。そういう中で、なかなかそこへおり  
るまでには崖地というか、崖でございますので、多くの人に見ていただくというような、  
そういう状況ではございませんので、そういう中で今まで保存はされてきましたけれども、  
いわゆる活用する、見学をする、そういう状況が整わなかったという中で今回登録をさせ  
ていただいて、今後の地域の中でも、その保存や活用について進めていきたいということ  
でございます。

溝口委員長 参考資料の一番下、市指定文化財と市登録文化財という意味が書いてござい  
ますが、その一番最後、「なお、現状変更は許可制」というものと、もう1つ、「なお、

現状変更は届出制」となっておりますが、この違いについてご説明いただけますでしょうか。

川島文化財保護課長 現状変更と申しますのは、いわゆる基本的に文化財は指定や登録をすると同時に、今の現状を変更しないで、そのまま維持・保存をしてほしいというのが基本でございます。その中であっても、現状変更をする、あるいは修理をするというようなそういう行為が行われる場合を現状変更と言っております。現状変更の許可ですけれども、指定文化財の場合には、これは現状変更の内容によりましては、許可をするもの、あるいは許可ができないものということで2つに分かれています。そういう意味で、所有者が現状変更をしようということで、所有権の行使をする場合に一定の制限をするのが、いわゆる許可制ということになります。

続いての届出制ですけれども、これはその所有者が現状変更をしようとした場合には、届出をしてくださいということで、まず、許可ではなくて、一定の書類を持って届出をしていただくというのが基本でございます。これは、1つの目的でいいますと、例を挙げますと、例えば石造物などがそうですけれども、登録等をしないでいますと、知らぬ間にその石造物がどこかへ移動してしまう、あるいはなくなってしまうというような、そういう事例もございます。そういうこともそのまま保存の必要があった場合には、これらを登録文化財として登録をさせていただくわけですけれども、そうすれば届出をしていただくということで、もし仮に現状変更をする場合でも、どういう経過で、どういう形でそこを移動するのか、あるいは現状変更するのかということが、相手方との協議の中ではっきりと見えてきますから、そういったものをできるだけしっかりと把握をしながら、文化財の保存に努めていきたいという狙いが、この届出制の意味するところでございます。

溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第11号、相模原市文化財の指定及び登録にかかわる諮問についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第11号は可決されました。

相模原市立公民館館長の人事について



溝口委員長 それでは、次に、日程４、議案第１２号、相模原市立公民館館長の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野澤生涯学習部長 議案第１２号、相模原市立公民館館長の人事について、ご説明申し上げます。

本件は、社会教育法第２８条の規定により、相模原市立公民館館長の任期満了に伴う後任館長の任命をいたしたく、ご提案するものでございます。

平成２５年４月１日付委嘱が４名、平成２５年４月２３日付委嘱が１名、平成２５年５月１日付委嘱が２名、平成２５年５月４日付委嘱が１名、合わせまして８名の方々の委嘱についてご提案するものでございます。

まず、平成２５年４月１日付で委嘱いたします公民館長でございますが、藤野中央公民館長、門倉陸男氏でございます。沢井公民館館長、西村輝巳氏でございます。牧野公民館館長、佐藤至正氏でございます。佐野川公民館館長、杉本孝行氏でございます。

次に、下段になります、平成２５年４月２３日付で委嘱いたします公民館長でございますが、横山公民館館長、宮田明人氏でございます。

続きまして、最後一番下の段になりますが、平成２５年５月１日付で委嘱いたします公民館長でございますが、相武台公民館館長、小谷紘一郎氏でございます。光が丘公民館館長、石井トシ子氏でございます。

次のページをご覧くださいと思います。

最後に、平成２５年５月４日付で委嘱いたします公民館長でございますが、東林公民館館長、渡邊亮氏でございます。

恐れ入りますが、１枚おめくりいただきまして、議案第１２号の資料により、今回、館長を委嘱される方々の経歴について、簡単にご説明させていただきます。

まず、門倉氏でございますが、平成２０年４月より委嘱いたしており、今回は３期目の委嘱でございます。

西村氏は、旧藤野町の社会教育委員をされていた方で、現在は、落合自治会の会長をされております。新規の委嘱でございます。

佐藤氏は、現在、ＮＰＯ法人「篠原の里」の理事をされている方でございます。新規の委嘱でございます。

次に、佐野川、杉本氏は、現在、下岩自治会の会長をされております。新規の委嘱で

ざいます。

続きまして、横山、宮田氏でございますが、横山地区自治会連合会副会長をされている方で、現在、私立神奈川大学附属中・高等学校に勤務されております。新規の委嘱でございます。

次に、相武台、小谷氏は、平成24年5月より委嘱いたしており、今回は2期目の委嘱でございます。

次に、光が丘、石井氏は、平成19年5月より委嘱いたしており、今回は3期目の委嘱でございます。

最後に、東林、渡邊氏でございますが、元相模原市職員で、相模原市点訳赤十字奉仕団委員長をされている方でございます。新規の委嘱でございます。

いずれの方々も社会教育に理解が深く、公民館運営に熱心に取り組むことができる方であるということで、それぞれの公民館運営協議会よりご推薦いただきました。公民館長の任期につきましては、委嘱の日から3年となります。

以上、議案第12号、相模原市立公民館館長の人事につきまして、ご説明させていただきました。よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。

溝口委員長 説明が終わりました。これより、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

大山委員 公民館館長の任期は1期3年で、委嘱は何か上限があるのでしょうか。

大用生涯学習課長 公民館長の任期につきましては、1期3年といたしまして、3期を限度といたします。ただし、前任者の残任期間は1期とみなすという規定でございます。

以上でございます。

溝口委員長 ほかにご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第12号、相模原市立公民館館長の人事についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第12号は可決されました。

相模原市スポーツ推進委員の人事について

溝口委員長 次に、日程5、議案第13号、相模原市スポーツ推進委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野澤生涯学習部長 議案第13号、相模原市スポーツ推進委員の人事について、ご説明申し上げます。

スポーツ推進委員につきましては、本年3月31日をもちまして、2年間の任期が満了となります。これに伴いまして、後任の委員を本年4月1日付で委嘱させていただきたく、ご提案するものでございます。

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、教育委員会が委嘱するものでございまして、市内公民館の館長等から、「本市のスポーツ振興に深い理解を持って、委員として熱心に活動いただける方」、かつ70歳定年を規定していることから「68歳未満の方」をご推薦いただき、委嘱しております。

今回の委嘱人数は237名で、内訳といたしましては新任の方が46名、再任及び元スポーツ推進委員の方が191名でございます。

なお、スポーツ推進委員は現在253名の定数であり、推薦人数に対しまして16名の欠員が出ております。このことにつきましては、公民館等におきましても引き続き人選にご尽力をいただいているところでございます。

以上、議案第13号、相模原市スポーツ推進委員の人事につきまして、概略をご説明させていただきました。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

田中委員 今、定員に対して16名の欠員があるというお話をいただきました。これは、地域によって大体の割合とかということは決まっているのでしょうか。それとも、市内在住であればという何か選考の幅というか、そういう何か規定があるのだったら教えてください。

八木スポーツ課長 基本的には各公民館ごとの定員が決まっております。津久井地域につきましては、旧町の単位で定員が決まっております。今、16名の欠員ということでございますが、一番多いところは、藤野の定員15名に対しまして、11名ということで、4名欠員という状況でございます。

以上でございます。

溝口委員長 ほかにご意見どうでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第13号、相模原市スポーツ推進委員の人事についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第13号は可決されました。

#### 児童生徒の懲戒処分規程の制定等を求める請願

溝口委員長 次に、日程6、請願第1号、児童生徒の懲戒処分規程の制定等を求める請願について審議したいと思います。

事務局から、請願第1号の概要説明をお願いしたいと思います。

今井学校教育課長 それでは、請願第1号をご覧ください。教育現場における教職員による児童生徒の懲戒処分規程の制定等を求める請願でございます。

請願の趣旨といたしましては、懲戒規程の制定及び児童生徒・保護者への周知、遵守事項違反時の報告書の提出、懲戒審査会の制度の確立、即時強制時の他の職員の応援、不服申立制度・公益通報制度等の制定、第三者の介入、募集参観、厳正な対応の項目に分かれておりまして、請願者が、「刑事施設の法改正によって制度化されたことのうち、教育現場でも応用できる」と考えた事項について記述されております。

請願の主な理由といたしましては、1つ目、教職員による児童生徒への体罰を根絶するために、教職員が児童等を懲戒することと体罰を加えることは、全く異なるものであることを認識する必要がある。

2つ目、懲戒処分は、行政処分にほかならない性質であることから、関連する諸制度を確立する必要がある。この2点でございます。

以上で、請願第1号、児童生徒の懲戒処分規程等を求める請願についての説明を終わらせていただきます。

溝口委員長 それでは、日程6、請願第1号につきまして、ご意見等がございましたらお願いいたします。

こういう請願で、これを受けてというわけではございませんが、既にやっている市町村があるのでしょうか。

今井学校教育課長 把握している中では、ないと捉えております。

溝口委員長 先ほど説明の中で、請願の理由について2つ述べられましたけれども、その後半の方、2番目の理由をもう少し説明していただけるとありがたいのですが。

今井学校教育課長 請願の3ページ、2、請願の理由の2段目、「しかしながら」、前半はいわゆる体罰を根絶するためには懲戒と体罰は全く異なると、その3行目、「また、処分は、正しく行政処分に他ならない性質であることも改めて学習しておく」ということで、この方の意見の中では懲戒は全く行政処分であると、刑事施設における処分と全く同等であるという考えでいらっしゃいます。

田中委員 いろんな意味で書いてあることは正論なのかもしれませんが、これはあくまでも私の意見です。何かあったときに目安となるガイドラインがあった方がいいということは、確かに現場にいらっしゃる先生方は、判断の仕方としてはあった方がいいという部分もあるかと思うのですが、ここまでこういうふうにしなればいけないのかなという思いがあります。確かに見過ごしてはいけないことですし、きちんとみんなに対応していかななくてはいけない、この方の言っている透明性というところでは、きちんと情報をおろして皆さんに理解をしていただいて、みんなで解決していかなければいけないことが含まれていると思うのですが、ちょっと私はやり過ぎではと、ちょっと方法を考えないといけないのかなと思いました。

今すぐ教育現場が、本当の意味での教育現場ではないような気がします。こういうことにばかり追われてしまっていて、実際本当にきちんと見過ごしてはいけない、見ていかなければいけない、対応していかなければいけないということについて、もっと私たち自身も考えていかなければいけないと思いますし、それについての研修ですとか、学習ですとか、そういうことはしていかななくてはいけないと思うのですが、この処分というか、こういうことに関して、私はこういう方法でなくてもいいのかなと思いました。

小林委員 この請願をずっと目を通したのですが、非常にいづれに対しましても深い審議をしなければいけないだろうと、一句一句。今、田中委員がここまでとか、やり過ぎだとか、それは感覚の問題だと思うのですね。制度の制定ですので、一つひとつの字句も非常に重要になってくるのではないかと思うのです。そういう意味でも、やっぱりしっかりお互いに内容を読み込んで、正確に読み取って、そしてさらにその中で私たちが調べることも出てくるのではないかと思います。その意味でも、請願に対してしっかり対応するためにも、何か我々が熟考する時間が、整理する時間が必要に思えるのです。

そういう意味で、もう少し整理したり、考え込んだり、審議したり、深めるための時間をいただければと、私個人としては思います。よって、もし可能ならば、提案ですが、次回の4月の定例会等で再度審議するという事で、方向を考えたらいかがでしょうかと思ひまして、ご提案申し上げます。お諮りいただければと思ひます。

溝口委員長 小林委員から、もう少し正確に読み取るということと、熟考すべきことではないかというご提案がございまして、4月の定例会で再度審議するという事でいかがでしょうかというご提案がございましたが、そういうご提案を受けてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

溝口委員長 それでは、委員の皆さんから提案いただきましたことを参考にいたしまして、考えを整理する時間が欲しいということですので、本件につきましては、4月の定例会で再度審議するという事でいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 それでは、請願第1号、児童生徒の懲戒処分規程の制定等を求める請願につきましては、継続審議といたします。

それでは、以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

平成24年度相模原市議会(文教委員会・3月定例会代表質問)報告について

溝口委員長 これからは、事務局から報告事項があるようです。順次、報告をお願いしたいと思います。

はじめに、報告事項1については、教育総務室からお願いいたします。

林教育総務室長 報告事項1ですけれども、現在、市議会の3月定例会が2月19日から3月22日までの日程で、現在開催されています。教育委員会に関する代表質問ですが、27日、28日に行われまして、7名の議員から21問ございました。一般質問については、これからの日程となっております。

今回、資料に報告1ということで出させてもらったうち、1つ目の資料については、2月14日に行われました文教委員会での報告事項です。また、2月17日には、いじめの根絶市民集会も開催されています。こうしたことから、5人の議員からいじめ問題に関する新しい組織体制や、全市的な取組をはじめ、多くの質問がございました。

以上、概要でございまして、全体を含めてご質問等ございましたら、担当課からお答えさせていただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

溝口委員長 この平成24年度相模原市議会（文教委員会・3月定例会代表質問）報告について、これにつきまして何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

この一番最初の佐藤賢司議員から、いじめ防止の取組、アといたしまして、教育委員会の組織体制についてということで、ご質問がございます。それに対して、人権・児童生徒指導班を設置いたしますということで説明はされておりますが、この人権・児童生徒指導班をつくるということについては、議会でも十分にご理解をいただいているということでよろしいのでしょうか。

今井学校教育課長 人員を12名配備いたしまして、各学校の状況を日ごろからきめ細かく把握して、迅速な対応を行う新たな組織をつくるということでご理解をいただいております。

溝口委員長 ご理解をいただいているということで、よろしいわけですね。

今井学校教育課長 はい。

大山委員 2月17日の日曜日に開催された市民集会のときの発言で、いじめの問題に関して、指導主事を2名から12名に増やしたという発言があったような気がするのですが、先ほどおっしゃられたことですか。

今井学校教育課長 そのとおりです。

大山委員 このことですね。

今井学校教育課長 はい。正確には、班は12名でございますけれども、指導主事については2名から5名でございます。全体は、指導主事が5名、それから担当課長が1名、事務職でございます。それに、警察OBの嘱託職員が3名、学校OBの嘱託職員が3名、以上12人です。

大山委員 その12人というのは、今の構成ですね。

今井学校教育課長 はい。

小林委員 今の関連ですが、人権・児童生徒指導班というのですか、この佐藤議員の答弁を見ますと、指導主事3名を配置しと書いてありますね。この3名というのは、今いる指導主事の中から3名をそちらへ持っていくというのではなくて、新たに3名を増やすということですか。これがまず1点。

それから、OBの方々が、学校のOBだとか、警察のOBの方々がメンバーに入っておりますけれども、このOBの方々の勤務体系はどういう状況なのかと、その2点をお願いいたします。

今井学校教育課長 現在、人権担当が1名、それから生徒指導担当が2名ということで、生徒指導にかかわる担当は、現在はその生徒指導の2名でございます、その人権担当主幹1名と生徒指導担当2名に加えて、新たに指導主事が2名加わるという状態でございます。

囑託職員OBでございますけれども、週4日の勤務体系でございます。

小林委員 この12名のチームが、私は非常に期待をしているのですが、答弁を見ますと、「日常の学校の状況をきめ細かく把握する」という表現になっているのですが、これは具体的にどういう活動が入るわけですか。ほとんど学校に張りつくのか、ぐるぐる回るといっても、ただ回っていてもだめでしょうし、特にこの学校はどうかなという重点校もあるだろうし、その辺はどういうふうにやるのでしょうか。実態の把握方法を具体的にご説明下さい。

小泉学校教育課主幹 具体的なきめ細やかな各学校への訪問等についてでございますが、通常時、各区ごとに担当を当面の間割り振りまして、月に1、2回程度訪問をした中で学校の状態を把握するとともに、今おっしゃられたように重点的に見回りをして、あるいは支援をしていく必要のある学校につきましては、それ以上に重点的に対応してまいりたいと考えております。

田中委員 今のお答えで、月1、2回程度というお話がありましたけれども、各校、月1、2回程度ですか。

小泉学校教育課主幹 そのとおりでございます。

溝口委員長 学校教育課では、指導主事の方が各学校を担当しているとお聞きしているのですが、その方の指導主事と、この12名の中の指導主事というのは違うわけですよね。その違いでどういう仕事を、各学校訪問をする指導主事と、今も訪問しますけれども、こちらの12名の中の指導主事とは、どういうところが違うのですか。

今井学校教育課長 現在も学校教育課の指導主事は、各学校担当として、各学校の日常の様子も把握はしてございますけれども、学校担当の指導主事は、例えばその教科の国語であるとか、理科であるとか、社会であるとか、あるいは支援教育の担当であるとか、それぞれの職務も持っておりまして、日常の業務についてはそちらが中心で業務を行っております。学校に対して担当として、専属で例えば学校で何か起きたときに取り組むということが時間的にはなかなか難しい状況でございます、そこには現在、生徒指導担当が専属で対応するという形で対応を行わせていただいております。それが現在2名ですので、



それをもう少し人数を増やして、きめ細かな対応ができるような形にしたということでございます。

小林委員 佐藤議員の一番下のウのところですか、全市的な取組についてということで、「いじめ根絶アピールが宣言されました」と、「今後、このアピールをもとに、市民の皆様とともに、いじめ根絶に向けた行動を積極的に進めてまいります」とご答弁なさっておりますが、これは具体的な構想とか、そういうものは何かお持ちでしょうか。アピールは出ました、その後どう動くかというのは、非常にまた重要、出しっ放しだとこれは全く意味がありません。あそこに参加した人ぐらいしかほとんどわからないと思うのですね。

今井学校教育課長 まさしくあの場でも、今まで学校はなかなか情報を出してくれなかったというような声もいただきましたので、まず各学校が学校の様子については、地域の方に積極的に発信していくということを行うとともに、今後は定期的にいじめについては、市民の方とともに活動するという場の設定を行っていくことが大事だと考えております。いわゆるいじめ防止月間の設定を来年度は考えてございます。それと、いじめフォーラムという形で、市民の方とともに、いじめについて考える場の設定も今計画しているところでございます。

小林委員 1つ提案なのですが、今までのこの施策は大体みんな大人なのですよね。例えば市内の中学校に生徒会は全部ありますから、生徒会本部のトップクラスでも集めてサミット会議を開いて、市内の中学校で彼らに論議させて、それでそこにアピール部分も入れながら、論議させて報告会を開くとか、あるいはフォーラムの中にその代表者が入ってくる形で、子どもたちの中から動き出そうという雰囲気をつくっていくことも非常に重要ではないかと思うのです。その視点がちょっと、今までなかったかなという気がしているのですが、いかがでしょうか。

今井学校教育課長 各学校ごとには、いくつかの学校は生徒会を中心にいじめ撲滅運動という取組を行っていたところでございますけれども、これを機会に、委員がおっしゃっていただいたような動きについては、積極的に取組を行っていかなければいけないと考えますので、そのいじめ防止月間であるとか、フォーラム等を通じて、各学校に取組については周知、啓発を行っていきたいと思います。

小林委員 3ページの森議員の質問で、アですか、最初のいじめ問題についてで、昨年7月に答弁の中で、「子どもの健やかな学校生活等を支援するネットワーク会議」が立ち上げられて、全市的に取り組んでいるというお話があるのですが、これはどういう取り組み

であって、話し合いの結果だとか内容はどういう形で生かされているのでしょうか。その辺をちょっと教えていただけますでしょうか。

馬場学校教育課課長代理 今年の7月に「子どもの健やかな学校生活等を支援するネットワーク会議」を立ち上げまして、構成メンバーは教育委員会の学校教育課が事務局になりまして、こども育成部、それから福祉部等の子どもに関係する関係各課、それから子どもの人権の関係で地域福祉課などを巻き込んだネットワーク会議を市長部局と一緒に始めています。これについては、やはりいじめの問題が社会問題化し、まだそういういじめ防止のための条例も必要ではないかとか、そういう議論も湧いてきましたところから、関係各課とそういう協議をする場を、初めて庁内に組織化したものです。

それから、こういう今回の事件を受けまして、本年1月にはさらに、メンバーを拡大した会議を全庁的な取組を進めていくために、地域の団体や人権擁護にかかわる団体、それから警察などを主管する窓口を持っている機関も含めまして拡大し、先ほど申し上げた2月17日の市PTA連絡協議会と共催した根絶市民集会を開くに至った経過がございます。

今後につきましては、こういったアピール宣言をもとに、市全体で一丸となった取組をしていくということで、こちらのネットワーク会議から発信した情報をそういった市民の団体、それから庁内的には青少年問題協議会というところがございまして、そういったいじめだけではなくて、子どもの青少年の非行とか、それから虐待等々、そういった子どもにかかわる問題を、地域の方々から意見を収集できるようところで協議を進めていくきっかけになるネットワーク会議を立ち上げながら協議して、これから前進していくところでございます。

以上です。

小林委員 ネットワーク会議と青少年問題協議会との関連について、詳しく説明していただけますか。

馬場学校教育課課長代理 拡大の会議をしたときに、市民集会を開いて、各地域の方々、警察、そういった方々からいろんなご意見を、これから長期的に吸い上げていくために、既存の青少年問題協議会の構成メンバーが、市P連の方もいらっしゃいますし、それから市長部局、教育委員会、そういった青少年団体の代表を構成するメンバーとほぼ今、同じところから代表の方がいらっしゃっているので、それを活用しながら意見を集約していきたいということです。

以上です。

小林委員　そういう全庁的な協議や取組が、全市的にどういう形で広がっていくのですか。庁内だけで論議していたって意味がないでしょう。ネット会議がやっぱり機能していくためには、論議した内容がどんな場面で生かされていくのですかという、そこが僕の質問だったのです。その方針が出ていないと、内輪で教育委員会を含めて、全市、市長部局も含めた話し合いで協議しています。青問協はそうです。協議会というのはみんなそうなのです。話し合いで終わりになってしまうのですよ。そうではなくて、それがどういう形で生かされていくのかという部分、生かしていかなかったら意味がないですよ。それをちょっとお聞きしたかったのですが、もしまた整理した段階でも結構ですので、お願いしたいと思います。

今井学校教育課長　まさしく委員がおっしゃるとおりで、会議で声を上げたことが、実際に子どもたちの生活の改善、あるいは、よりよい学校生活の姿に結びついてこなければ、会議そのものをやっている意味はないものと捉えております。その部分につきましては、今までなかなか学校と地域の方々、あるいは青少年団体の方々が具体的な動きになって、よい取組になっているという場面が少なかったことは事実でございます、その部分は課題と捉えておりますが、中には実はうまい取組を行うことで、学校と地域、青少年団体が取組を具体的な形であらわしている地域もございますので、ぜひその地域の取組について、今後、各市内の学校に広めていくということも、その会議の中では取り組んでいきたいと思っております。

溝口委員長　いじめの問題から離れますけれども、35人学級の来年度の取組と、民間人校長の登用ですか、それについてはお答えがあるようですけれども、もう一度ちょっと、2つのことについては説明していただけたらありがたいのですが。

今井学校教育課長　35人学級につきましては、昨年末までの段階では、新3年生が35人以下学級になるということで国も進めておりましたので、本市としても、その準備を進めておるところでございました。ところで、ここで政権が変わった段階で、その方針に変化がありましたので、来年度については35人以下学級が3年生では実施が難しいということでございまして、ここで急遽その方向転換があったことから、来年度、本市として独自の35人以下学級の実施については現時点では難しいということでお答えをさせていただいております。

奥村教職員課長　民間人校長に関するご質問がございました。民間人校長の登用に関する考えでございますけれども、教育委員会、私どもといたしましては、校長の登用につきま

しては、長年の教師経験により学校現場を熟知している方、新進気鋭にして教育改革への意欲、また今回のご質問の趣旨にありました、地域と十分に連携して開かれた学校づくりに積極的に取り組める方を任用していくという考えのもと、民間人の校長については現時点では考えてございません。

ちなみに、全国の現状ですけれども、民間人校長と言われて久しいわけですが、平成23年度におきましては、全国で97人の民間人校長がおりました。38都道府県市でございます。これが平成24年度には、89人、30都道府県市にちょっと減少してきてございます。また、各都道府県市におきましても、民間人校長の登用につきましては、慎重な姿勢、あるいは評価、そういう時期にあるのかなと考えております。

以上です。

溝口委員長 ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 それでは、この件につきましては、もうよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

#### ネットパトロールだよりについて

溝口委員長 次に、報告事項2、総合学習センターからお願いいたします。

金井総合学習センター所長 それでは、総合学習センター発行「ネットパトロールだより」について、よろしくお願いいたします。

前回の教育委員会定例会におきまして、情報モラルハンドブックのご紹介をした折に、口頭でご紹介いたしました「ネットパトロールだより」について、最近のものを参考資料としてご説明申し上げたいと思います。

「ネットパトロールだより」につきましては、子どもたちのインターネットや携帯電話による「学校裏サイト」や「プロフィールサイト」の利用実態を把握するため、平成21年7月より国の緊急雇用創出事業を活用して、検索事務員を配置し、行ってきたものでございます。現在は、市の単独事業としてネットパトロールを継続してございます。

ネットパトロールの状況につきまして、市内の全市立小・中学校に情報の共有を図るとともに、学校での具体的な指導や家庭・保護者への働きかけにご活用いただくために、「ネットパトロールだより」というものを発行してございます。

また、小・中学校のみならず、市民の方々にもご覧いただけるよう、総合学習センター

のホームページ上に掲載し、広く情報提供をしているところでございます。この「ネットパトロールだより」につきましては、月1回程度、平成25年2月現在、41号まで発行してございます。

効果といたしましては、毎日行っているネットパトロールの状況の共有、それから情報モラル指導の資料としての活用、また、保護者会等での資料としても活用していただいているところでございます。また、学校のホームページにも掲載をしていただいで、広く学校からの発信という形でも扱っていただいでいるところでございます。

また、内容につきましてでございますが、平成24年度の「ネットパトロールだより」は、特に保護者の方々にもお読みいただけるよう内容を工夫し、発行しているところでございます。最新号である41号の内容につきましては、携帯型ゲームのネットを利用した使い方での危険性ですとか、「スマホ18」の約束の紹介、また、ネットパトロールの状況の報告等を扱ってございます。

実際のものをご覧いただきたいと存じます。最新のものから3部を資料としてご紹介させていただきます。

まず、39号でございますが、スマートフォンの利用の危険性、フィルタリングの必要性等、ご紹介しております。また、39号は、冬休み前の発行でございましたので、特に家庭での生活が増える休みの期間に注意していただきたいこと等を掲載してございます。また、裏面には、冬休み中のトラブルの相談窓口等をご紹介いたしました。

40号につきましては、携帯電話を利用した最近の子どもたちのコミュニケーションの形についてということで、大人が責任を持って見守ろうという呼びかけをさせていただいております。裏面につきましては、大人自身も気をつけたいこととして、大人のこのネットの扱いについても十分な注意が必要な部分があるということで、呼びかけをさせていただいております。

そして、最新号の41号につきましては、携帯型ゲームのネット利用ということで、単にゲームをやっているだけではなくて、このネット型のゲームにおいては、いわゆる被出会い系サイトと言われるところで、見知らぬ人との接点がここにございまして、そこにおける危険性等についてもご紹介させていただいております。実際のもは、ネット上にあるものはカラーのイラスト等を使っておりまして、また、ホームページ等をご覧いただければと思っております。

簡単ですが、以上で「ネットパトロールだより」についてのご紹介をさせていただきます

した。

溝口委員長 この件につきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

この「ネットパトロールだより」というのは、各家庭に配布するのですか。それとも、学校に配布するのですか。配布状況についてお願いいたします。

金井総合学習センター所長 配布につきましては、各学校の方に配布させていただいております。学校から学校のホームページに掲載していただいたり、保護者会等で使っていただいたりもしておりますけれども、全生徒へ一斉配布という形ではございません。また、ご家庭の方で、ネット環境のある方々にはホームページ上からもご覧いただけるようになっております。

大山委員 そうすると、今のお話ですと、一定の基準はないということですね。発信して学校までで、あとはもう学校の判断に任せるという形ですよね。そうしますと、多分子どもさんたちでこういった素材を授業に使ったり、いろんな活用があると思うのですけれども、これがやっぱり保護者とか、実際に子どもさんの目に触れることによって効果があると思うのですよね。ですから、活用は現場任せだと、なかなか、せっかくいいものができるでも浸透しないのではないかと思うのですが。

金井総合学習センター所長 実際にこういった資料が指導に活用されることが一番大切かと思しますので、前回の教育委員会定例会でもご紹介させていただいた「情報モラルハンドブック」というものを作成いたしまして、小学校から中学校までの9年間で一貫した情報モラルについての教育を行っていただけるよう道徳の資料と、それから学級活動等で使っていただける資料を作成し、これは必ず学校でも扱ってくださいということで、全校に配布してございます。

また、学校ごとに、タイムリーな教育課題というか指導内容というのが、学校ごとにもあるかと思しますので、「ネットパトロールだより」の活用については、学校の条件に合わせた形でご利用いただいているというのが現状でございますが、より積極的に指導にご利用いただけるよう、さらに呼びかけてまいりたいと思います。ありがとうございます。

田中委員 今、大山委員から意見があったとおりで、私も実際に学校からこれを配られたことはないのですが、ぜひそのネット上で見るにしても、これがあるということをまず保護者が知らないと、せっかくこれだけ情報をわかりやすく載せていただいているのに、子どもだけ学習してももったいないと思うのですね。配布しないまでも、見てくださいますと、ホー

ムページに載せておきますとか、もうちょっと宣伝を、本当に今言っていたとおりで、ぜひいっぱい宣伝をしていただいて、見られるような形にしていいただければと思います。

金井総合学習センター所長 ありがとうございます。ぜひPR活動や学校への呼びかけを推進してまいりたいと思います。

溝口委員長 今、所長のお答えですと、家庭へも配布を進めるということですか。

金井総合学習センター所長 全家庭に学校から配布していただくかどうかについては、ちょっと検討させていただきたいと思いますが、学校での活用について、ぜひこれまで以上に積極的に取り上げていただけるよう、特に昨今、情報モラルに関する課題も大きくなっていることから、呼びかけについて進めてまいりたいと思います。

溝口委員長 せっかく立派なものをつくっていただいているので、できるだけ多くの、やっぱり保護者に見てもらわないとだめな面もあるように思いますね。特に、裏側に書いてあることなどは、保護者がこういうことなのかということを知らないと、子どもたちにやめさせるとか、ちょっとは行き過ぎではないかということができないのではないかと思うのですけれども、その辺はやっぱり、もう少し積極的に学校に問いかけてもよろしいのではないかと思うのですけれどもね。

ほかに何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 では、この件はこれでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

#### 相模原市立学校教職員コンプライアンス推進指針の策定について

溝口委員長 それでは、次に、報告事項3、教職員課からお願いいたします。

奥村教職員課長 それでは、相模原市立学校教職員コンプライアンス推進指針案について、ご説明いたします。

お手元に、12ページからなる冊子がございますでしょうか。

はじめに、策定の趣旨でございます。お手元の資料1ページでございます。今、学校運営を着実に進めていくことは、児童生徒・保護者及び地域住民からの信頼なくしては成り立たない、こういう視点に立っております。しかし、近年、全国的に教職員の非違行為や不祥事等が起こっておりまして、これまで築いてきた学校への信頼を損なってしまい、ま

た、子どもの心に深刻な影響を与えてしまうという憂慮すべき事態となっております。このことを教職員がしっかり認識する、そして、これを組織的にしっかり進めていく必要があるということから、今回の策定に至ったという経緯でございます。

今回、策定いたしました推進指針は、特に新たなものを盛り込んだということではなく、これまで学校や教育委員会が取り組んできたものを、教職員が常に意識すべきコンプライアンス行動としてまとめたものでございます。これらを実践することにより、学校側・児童生徒、保護者及び地域住民から信頼される組織となることを目指しております。

1ページの策定の趣旨の下でございますが、「コンプライアンスとは」という定義でございますけれども、「単に法令違反をしないというだけでなく、組織内の各種ルール遵守すること、さらに社会常識や高い倫理観に則って正しい行動をすることをいう」と定義してございます。

2ページでございます。上の括弧の中には、各自が迷いが生じたときに、自問自答できるよう端的にあらわした3つの標語を掲げてございます。

その下の推進目標でございますが、コンプライアンス行動を実践することで、「児童生徒・保護者及び地域住民から信頼される学校の実現」を目指すという目標としております。

3ページに具体的なコンプライアンス行動指針として、7つの項目を上げてございます。特に一般の公務員とは別に、2の人権の尊重といった項目については、学校教職員にとって大変重要な項目であると認識してございます。

具体的には4ページからでございます。

まず、4ページ1、服務義務・公務員倫理の徹底でございますが、(1)服務規律の徹底、勤務時間外であっても市民の信頼を損なう行動をしない。(2)倫理意識の保持では、市民の疑惑を招く行為を行わないということが書かれてございます。その下の点線の中には、関係法令を、全てではないのですが、代表的なものを取り上げてございまして、この冊子を見る教職員が詳しく内容を知りたい、より理解を深めたいという場合に参考になるような関係法令の条文や規定、通知分などを載せております。

5ページの2、人権の尊重でございます。(1)人権の尊重では、差別的な言動を行わない。いじめ等により子どもの人権が侵害されないよう、指導する。(2)体罰の防止では、体罰は、子どもの人権を侵害する行為であり、重大な法令違反であると自覚するということが書かれてございます。

6ページでございます。少し説明を短くさせていただきたいと思いますが、6ページに



は、ハラスメントの防止ということで、1つはセクシュアル・ハラスメント、これは子どもに対してのものと、職場内に対してのものと分けてございます。(2)は、パワー・ハラスメントの防止について書いてございます。

7ページは、情報管理の徹底でございます。個人情報の適正な取り扱いについて書いてございます。

8ページには、公文書の適正な管理ということを取り上げてございます。また、情報セキュリティポリシーの遵守ということについても触れてございます。

9ページでございます。法令を遵守した適正な職務の遂行。

10ページには、交通法規の遵守。

以上、そして11ページに、信頼される市民対応ということで、全部で7つの行動指針として定めさせていただきました。

12ページ、主な担当課・機関一覧でございますけれども、行動指針、項目別に担当課・機関を載せたもので、複数の課にまたがっている項目が多いのですが、全て載せてしまうと、教職員にとってわかりにくいものになってしまいますので、主なところとしてまとめさせていただいており、これらが当面の問い合わせや相談の窓口になるものと考えてございます。

以上が、案文の説明でございます。

これらのコンプライアンスの推進指針を定めただけに終わらずに、教職員コンプライアンスの推進体制といたしまして、別紙でございますけれども、相模原市立学校教職員コンプライアンス推進連絡会というものを新たに設置いたしまして、各機関や学校での取組状況や、不祥事の発生状況について情報交換を行い、指針を検証し、必要に応じて見直しを図ってまいります。3月までの中で、これを推進指針として策定の完成をいたしまして、4月施行時には小・中学校の各校長会を通じてご説明をするとともに、各教職員の方には、このような名札に入るタイプのこういうカードに、教職員が守るべきコンプライアンス行動というものは常に携帯していただくようなカードを持っていただくような工夫で、やはり全ての教職員が意識した行動がとれるということが大事だと思っておりますので、そんなふうな取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

溝口委員長 相模原市立学校教職員コンプライアンス推進指針の策定についてでございますが、この件につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

大山委員 今までにこういった関係の指針というのはあったのでしょうか。もちろん地方公務員法だとか、いろんな法令がありますので、多分こういった資料というものが教員も資格試験をとって、新たな教員になるという段階では非常にいいオリエンテーションの資料となるし、それから現在、勤務されている先生方にとってもいい指針になると思うのですけれども、その活用、先ほどちょっと一端を紹介してくれましたけれども、どのように、もう少し具体的にご説明いただけたらありがたいのですが。

奥村教職員課長 今までは、法令遵守ということは大切なことであるということで、各種研修の場面や学校での職員会議等で取り上げていただいていたところです。それから、教育委員会も各課ごとに必要な事項をそれぞれ個別に通知をしたりしていた現状がございました。今回は、それらをやっぱり1つのガイドラインとして、あるいはオリエンテーションの資料として一括で取りまとめたいということがございますので、1冊に整理してまとめさせていただいたところです。これは、あえてこの時期に教職員の行動を縛るとか、引き締めるとか、おどかさすといったような類のものではございませんので、これらが今後ガイドラインとして、各種研修場面や学校での諸会議等で活用される、そんなことを願っております。

以上でございます。

溝口委員長 なかなかすばらしい計画で、教職員に徹底できたらいいと思うのですけれども、教職員に徹底する方法として、今カード等を教職員に持参していただくという説明がございましたが、もう少し何か徹底して指導というか、徹底して理解してもらう方法はないのですか。

奥村教職員課長 現時点で考えていることとしては、先ほどのカードタイプでの徹底ということでございますが、これをかなり時間をかけてつくりました。しかし、つくっただけで、これが風化したり、あるいは形骸化したりするということは、やっぱり最もあってはならないことだと思っております。そこで、先ほどの推進体制のところでも申し上げた一番下でございます推進連絡会、ここには行政職員だけではなくて、現場の実務を担当する小・中学校の教頭会からそれぞれ代表をおふたりずつ、ここにも入っていただいて、現場で本当に問題となっていることはどういうことなのか、あるいは行政側としてどういったことがやっぱり必要なのかということ、よくこの連絡会で話し合いをしまして、その結果をやはり過去に周知するような方策を練ったり、そんなふうを整えていきたいと考えております。そういった意味から、この推進連絡会は非常に重要な役割を担うものであると、

そんなふうには現在を考えているところです。

溝口委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 それでは、この件については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

#### 平成25年度実施相模原市立学校教員採用候補者選考試験について

溝口委員長 それでは、次に、報告事項4、また、教職員課からお願いいたします。

奥村教職員課長 それでは、平成25年度実施相模原市立学校教員採用候補者選考試験について、概要が決まっておりますので、ご報告したいと思います。

教員採用試験については、既にご承知のとおり、本年度本市単独開催、初めてでございました。次年度は、その反省を生かしての本市実施2年目ということになります。ちょうど中段でございます第1次試験日程は、平成25年7月14日、日曜日、会場は、相模原会場、そして今年度に引き続き、仙台会場でも1次試験を実施いたします。内容としましては、教科専門試験、一般教養・教職試験、課題作文でございます。2次試験は、平成25年8月5日から10日までの受験者にとっては指定した1日、会場については市内小・中学校のいずれかを予定してございます。

実施要項の配付から受付は、もう月を明けて、4月3日から5月31日でございます。募集校種・教科等については、小学校、そして中学校の全教科、そして養護教諭と、今年度と同様でございます。

選考区分は、一般の受験者を対象としました一般選考と、各種資格や経験をお持ちの方を対象に、一部試験の免除などを定めた特別選考、特別選考については から までの優遇が設けてございます。

志願者説明会を東北地方で2会場、相模原会場で2会場と予定してございます。

主な変更点、一番上に戻りますが、大きく3つが今年度の実施から変わったものがございます。1つ目は、今年度、第2次試験として実施しておりました課題作文、試験というものを、第1次試験として全員に実施することいたしました。

それから2点目は、特別選考の中、スポーツ・芸術の実績者、これは全国で1位相当、優勝相当のスポーツ・芸術実績者に対して、1次の筆記試験を免除してきたものがございます。 の英語資格所有者については、TOEIC、TOEFL等の英語テストにおいて

相当数の点数をとったものについての優遇でございましたが、教科専門は免除するが、一般教養や教職専門については、今年度は実施していくと、そういう変更でございます。

3点目は、大学推薦者については、今年度は小学校だけでの大学推薦ということで試験免除を行ってございましたが、中学校の数学・理科・技術、いわゆる理数系・理工系の科目については、応募者自体が非常に少ない傾向にございまして、より優秀な人材を確保したいということから、大学推薦枠を今年度から設けたということでございます。

以上3点が、今年度からの大きな変更点として、平成25年度実施試験に臨みたいと考えてございます。

以上でございます。

溝口委員長 それでは、これにつきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

大山委員 内容ではないのですが、1次試験の会場、それから志願者の説明会が東北に集まっているのですけれども、何かその背景、そこを選んだという根拠についてお伺いしたいのですが。

奥村教職員課長 1次試験の会場については、相模原会場、現在、青山学院大学を予定してございます。淵野辺にある青山学院大学、仙台会場については仙台駅近くの大学を用意してございます。ほとんどの受験者は相模原会場で受験をいたします。ただ、会場が2つに分かれることから、志願者説明会も東北2会場と、相模原2会場と分けてございますが、東北で試験を実施する理由といたしましては、まだ東北地方も含めて地方の都道府県については、教員の採用者数が非常に少ない現状がございまして、相模原市としましては、東北地方も含めてですが、全国から広く優秀な人材を集めたい、そういったことが1つ目の理由。もう1つは、相模原と連携都市もございまして、復興支援にも寄与したい、そういった理由から東北会場を試験会場として設定してきております。

以上でございます。

小林委員 平成25年度実施の主な変更点3点ございまして、この背景をちょっとご説明いただけますでしょうか。

奥村教職員課長 まず、1点目の課題作文の追加でございますけれども、これがないことによって今年度ですが、1次試験をフリーパスで2次試験に進んだ者がございました。何も能力実証をしない中で、全くのフリーパスで2次試験に進むのはどうかというような反省が、今年度実施した中であったものでございまして、やはり作文でございますけれども、そこで正規教員経験者、あるいは臨時的任用経験者についても、ある程度能力実証

をした上で、第2次試験に進んでいただこうというのが1点目の変更の趣旨でございます。

それから2点目は、スポーツ・芸術・英語、この専門分野についての能力実証については、それぞれの実績や英語テストのスコア等から証明されるわけですが、果たして一般教養や教職専門試験についてはどうかと、ここについてもしっかりとした点数がとれるかどうか、そういった実証化をした上で2次試験に進んでいただこうというのが変更の理由でございます。

3点目については、先ほど申し上げましたとおり、理数系の科目、応募者が少ない中、進んで確保に当たりたいと、そういったことでございます。以上です。

小林委員 それで2番目のところで、選考区分の4と5だけについて、一般教養、教職専門試験を実施しますとなっていますよね。当然、正規教員だとか臨時的任用職員、非常勤講師、これは資格を持っていますが、3番を外したのは何か理由があるのですか。社会人経験者というもの。

奥村教職員課長 3番の社会人経験者は、今年度の実施は教科専門試験は受けていただく、ただ、社会人の経験ですので、ある程度一般教養についてはあるであろうということのもと、一般教養については免除いたしますと、そういったことで平成24年度も実施をいたしまして、昨年度もこの部分については変更がございません。そういう状況でございます。

田中委員 特別選考、大学推薦者についてはというところですけども、この方たちも1次試験は受けられないのでしょうか。

奥村教職員課長 大学推薦者については、教科専門及び一般教養・教職専門などの筆記試験は免除いたしますが、先ほど申し上げた課題作文はやっていただくと、そういった状況です。

田中委員 一般的なことです。教員採用試験2年目ということで、相模原市、「人は財産（たから）」ということで、昨年度もたくさんの志願者がいたと思うのですが、ぜひ先ほどのコンプライアンスも含めて、こういうものできちんと管理するという言い方は失礼かもしれませんが、きちんと決められたことを守るということは前提ですけども、もちろん前提です。だけれども、やっぱり子どもたちに向き合うときに、こういうものだけを守るような人だけをとらないでいただきたい。やっぱり気持ちがあって、もちろん実績とか経験とかというものも大事なのですけれども、それと一緒に熱意、本当にそこをぜひ選考の段階で皆さんに見ていただきたい。それを保護者としては切に願います。

奥村教職員課長 今のご意見を踏まえて、しっかりと人物重視の選考と謳ってございます

ので、しっかり見てまいりたいと思います。

溝口委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 それでは、この件については、これでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

在日外国人に対する「常勤講師」制度撤廃・「教諭」採用の実現を求める要望書について

溝口委員長 それでは、続いて、報告事項5、これも教職員課からお願いいたします。

奥村教職員課長 それでは、お手元に教育委員会委員長様宛ての要望書ということで、提出がございましたので、この件についてご報告申し上げます。

先月、2月19日に民族差別と戦う神奈川連絡協議会ほか7団体の連盟による日弁連「勧告」を尊重し、在日外国人に対する「常勤講師」制度撤廃・「教諭」採用の実現を求める要望書が本市教育委員会に提出されました。提出者からは、本市が平成24年度より単独で教員採用選考試験を実施したことや、本市の教員以外の職種が国籍条項を撤廃していることなどから、教員においても国籍条項の撤廃を検討してほしい旨の趣旨説明があり、後日の回答を求められたところでございます。そういった経緯でございます。

溝口委員長 これにつきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

田中委員 「常勤講師」という言葉が出てきましたが、その常勤講師と教諭というあれで、何かどういうふうに違うのか教えていただけますか。

奥村教職員課長 常勤講師と教諭の違いということでございます。常勤講師については、授業の実施など、児童生徒に対する教育指導面では、教諭とほぼ同等の役割を担うことができますが、校長の行う校務の運営に関して、常に教務主任や学年主任等の指導・助言を受けながら、補助的に関与するにとどまるものであって、校長の校務運営に参画することはできないこととされております。また、将来、校長や教頭になることもできません。給与面でも、採用時において、常勤講師については1級、教諭は2級というような格付がございまして、初任給等で約4,000円の差がございまして、

以上でございます。

大山委員 先ほど、教員の採用選抜の試験ということで、昨年はこのような日本国籍を有しない方はいなかったのかということと、現在の市の対応としてはどのようにされているのかをお伺いしたいと思います。

奥村教職員課長 本年度、単独実施で行いました教員採用試験において合格した方々に外国籍の方はございませんでした。

それから、本市の対応でございますけれども、神奈川県でやっていた共同実施と同様なのでございますが、教員の採用試験におきます外国籍の方の考え方につきましては、平成3年に当時の文部省が通知を出しております、採用に当たっては日本国籍を有しない方は常勤講師の採用としてくださいと、そういったような通知でございます。それを踏襲いたしまして、本市教員採用試験におきましても、日本国籍を有しない方は任用期限を付さない常勤講師としての採用になりますと、実施募集の実施要項にも明記してございます。

以上でございます。

溝口委員長 ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 この件は、これでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

圏央道(さがみ縦貫道路)相模原愛川IC開通記念イベントについて

溝口委員長 次に、報告事項の6番、スポーツ課、よろしく申し上げます。

八木スポーツ課長 お手元の資料をご覧いただきたいと思います。圏央道(さがみ縦貫道路)の相模原愛川ICの開通記念イベントについて、ご説明をさせていただきます。

圏央道につきましては、順次開通しているのでございますけれども、この3月31日の土曜日ですけれども、海老名インターから相模原愛川インターの約10.1kmが開通するものでございます。その開通を記念しまして、イベントを行うものでございます。

ここにございますように、開催日は3月24日、日曜日ということでございます。

イベント内容でございます。開会式、約30分程度行うものでございます。それから、その後、光明学園相模原高校の和太鼓が10分ぐらい、それからメーンのウォーキングを行うものでございます。これは大体3時間ぐらいを予定しているものでございます。自動車が走る前の見学会も兼ねて行うものでございます。料金所から第2の上依知トンネルまでの往復約4kmを予定しているものでございます。それから、よさこいRANBUの方も参加をしてもらっているものでございます。

主催は、相模原市と愛川町という形でございます。

協力につきましては、これは教育委員会が協力の部分に入っているのですけれども、そ

れから体育協会、それと相模原市スポーツ推進連絡協議会でございます。あとは、国等の機関をお願いしているものでございます。

参加人数でございます。これは本当に見込みでございますが、愛川町が2,000人、相模原市が5,000人の計7,000人程度を予定しております。特に、事前の申し込みはなしという形でございます。当日参加ということでございます。料金につきましても、無料という形でやらせてもらいます。

事務局につきましても、相模原市と愛川町、この機関を事務局とさせてもらっているものでございます。

それでは、裏面をちょっとご覧いただきたいと思います。イベントのタイムスケジュールでございます。細かく載せさせてもらっております。

まず、最初に開会式でございます。10時から開会式を行いまして、約35分でございます。いろいろなお挨拶を行うものでございます。それから、10時35分になりましたら、光明学園の相模原の太鼓を行って、約10分間でございます。それから、10時45分にウォーキングをスタートいたします。スタートしますと、このよさこいの方の躍りが総勢7団体で300人の参加を見込むものでございます。それから、ウォーキングの入場でございますけれども、12時には一応閉めたいと思っております。終了は、約2時間後の2時ということでございます。

では、別紙の地図をまずご覧いただきたいと思います。

これはウォーキングという形で大きく出ているのですけれども、これがA3のポスターの内容でございます。日時等が書いてありますけれども、まず写真のことですけれども、手前が当麻地区の写真でございます。左下にずっと道がありますけれども、これは若干下がっているのですけれども、上に上がってきますと、麻溝小の交差点にぶつかるころでございます。上側が、これが愛川町側ということでございます。会場がこのインターの、会場と書いてあるところが料金所になります。ここからスタートしまして、ずっと緑の点線で行きまして、ちょっと橋を渡ってもらって左側に進んでもらって、この国道129号線の点線とぶつかるところがトンネルになります。トンネルを越えてもらってすぐにまた戻ってもらうという形で、これが約4kmということでございます。

下に地図がございます。駐車場はございませんので、交通機関を利用してもらうことになります。一番いいのは、この原当麻駅、相模線をご利用してもらうものでございます。これは、駅から会場まで約1.5kmということでございます。ですから、ここから歩く



方は、会場まで約3km往復で、インターの中というのが、これは4kmになりますので、合計で7km歩いてもらうことになるものでございます。そんな状況でございますので、できれば一遍に来てもらうと、なかなか入場が大変ですので、時間をずらしてもらうという形で、今度、入場時間には混雑が予想されますという形でもご案内をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

溝口委員長 圏央道（さがみ縦貫道路）と申しますけれども、相模原愛川IC開通記念イベント、これにつきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

八木スポーツ課長 周知のことを言い忘れました。すみません。周知に関しましては、今日、報道提供をさせていただきました。それから、3月15日号の広報に、このインターの特集がありますので、この中にもこのイベントの内容を盛り込ませていただくものでございます。それから、ポスターにつきましては、公共施設、全施設と、あとは小・中学校に配る今予定しておりますので、そこで周知をさせていただきます。

以上でございます。

溝口委員長 何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

溝口委員長 では、この件はこれでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

溝口委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の方から何かございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

溝口委員長 では、最後に次回の会議予定日でございますが、4月26日、金曜日、午後2時30分から当教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

溝口委員長 それでは、次回の会議は4月26日、金曜日、午後2時30分の開催予定といたします。

なお、3月臨時会を3月14日、木曜日、午後6時から、3月18日、月曜日、午後5時30分から開催する予定でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

溝口委員長 それでは、以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉 会

午後 4 時 5 1 分 閉会